

## 議第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

### 1. 主な改正事由

「刑法等の一部を改正する法律」「刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、村の罰則規定のある条例について改正を行う。

### 2. 改正内容

自由刑の「懲役及び禁錮」を「拘禁刑」へ改正する。

### 3. 改正する条例

- 1) 王滝村議会の個人情報保護に関する条例
- 2) 一般職の職員の給与に関する条例
- 3) 王滝村公共物管理条例
- 4) 王滝村消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例
- 5) 王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

議第16号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案  
を別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月10日 提 出  
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 3月 日 決  
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (案)

(王滝村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

**第1条** 王滝村議会の個人情報の保護に関する条例 (令和5年王滝村条例第1号) の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 一般職の職員の給与に関する条例 (昭和40年王滝村条例第7号) の一部を次のように改正する。

第28条の2第3号及び第4号並びに第28条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(王滝村公共物管理条例の一部改正)

**第3条** 王滝村公共物管理条例 (昭和62年王滝村条例第136号) の一部を次のように改正する。  
第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

**第4条** 王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (昭和49年王滝村条例第43号) の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

**第5条** 王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (昭和39年王滝村条例第53号) の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律 (令和4年法律67号) の施行の日 (令和7年6月1日) から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法 (明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。) 第12条に規定する懲役 (以下「懲役」という。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。) 又は旧刑法第13条に規定する禁錮 (以下「禁錮」という。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。) が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれ

れの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

新 旧 対 照 表

第1条 王滝村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年王滝村条例第1号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p><b>第53条</b> 議会事務局の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第53条</b> 議会事務局の職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p><b>第54条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第54条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p><b>第55条</b> 議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>第55条</b> 議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例第7号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給制限）                      第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第27条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。                      （1）・（2） （略）</p>	<p>（期末手当の支給制限）                      第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第27条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。                      （1）・（2） （略）</p>

改正後	改正前
<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当の支給の一時差し止め）</p> <p>第28条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当の支給の一時差し止め）</p> <p>第28条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

第3条 王滝村公共物管理条例（昭和62年王滝村条例第136号）の一部をつぎのように改正する

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p><b>第17条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第17条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

第4条 王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和49年王滝村条例第43号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p><b>第4条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p><b>第4条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

第5条 王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年王滝村条例第53号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p><b>第6条</b> 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p><b>第6条</b> 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>